

## 定期保険等の保険料の税務上の取扱い

区 分	期 間	保険料のうち 損金計上 割合	保険料のうち 資産計上割合	
① 最高解約返戻率が 50%以下のもの ② 最高解約返戻率が 70%以下で年換算保険 料が30万以下のもの	全期間	100%	0%	
保険期間が3年以上で 最高解約返戻率が50% 超70%以下	保険期間開始日から保険期間の 40%相当期間を経過する日まで (資産計上期間)	60%	40%	
	保険期間の40%相当期間経過後 から75%相当期間を経過するまで	100%	0%	
	保険期間の75%相当期間経過後 から保険期間終了日まで	100%	0% (資産計上した累積額を 保険期間終了日までの経過に 応じて均等に取崩して損金計 上)	
保険期間が3年以上で 最高解約返戻率が70% 超85%以下	保険期間開始日から保険期間の 40%相当期間を経過する日まで (資産計上期間)	40%	60%	
	保険期間の40%相当経過後から 75%相当期間を経過するまで	100%	0%	
	保険期間の75%相当期間経過後 から保険期間終了日まで	100%	0% (資産計上した累積額を 保険期間終了日までの経過に 応じて均等に取崩して損金計 上)	
保険期間が3年以上で 最高解約返戻率が85% 超	保険期間開始 日から最高解 約返戻率とな る期間まで (資産計上期 間)(注1)(注2)	保険期間開始日 から10年を経 過する日まで	100% - (最高解約返 戻率×90%)	最高解約返戻率×90%
		上記以外	100% - (最高解約返 戻率×70%)	最高解約返戻率×70%
		最高解約返戻率となるまでの期 間(資産計上期間)経過後から保 険期間終了日まで	100%	0% (解約返戻金相当額が最 も高い金額となる期間又は資 産計上期間経過後から保険期 間終了日までの経過に応じて 均等に取崩して損金計上)

(注1) 最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、解約返戻金相当額からその直前期間における解約返戻相当額を控除した金額を年換算保険料で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間までが資産計上期間となります。

(注2) 資産計上期間が5年未満となる場合には5年を経過する日まで、保険期間が10年未満の場合は保険期間の50%相当期間を経過する日までが資産計上期間となります。

(注3) 「最高解約返戻率となる期間」及び「70%を超える期間」並びに取崩期間の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となります。

(注4) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合において、その役員又は特定の使用人等のみを被保険者としているときは、保険料の金額がその者に対する給与となります。